

2016年8月1日

日本臨床検査医学会
研修施設責任者 各位

日本臨床検査医学会理事長 矢富 裕
同副理事長（日本専門医機構連絡委員） 山田俊幸

臨床検査領域の2017年度（平成29年度）の専門医養成について

平素、当学会の活動にご協力いただき感謝申し上げます。

日本臨床検査医学会は臨床検査専門医の養成を、2017年度から日本専門医機構の枠組みで行うべく準備を進めてきました。各施設のご協力により、現在までに72の研修プログラムが一次審査で認定されております。しかし、日本専門医機構（以下機構）はその旧体制の解散前に「プログラム制の機構による運用を見送り、学会運用による試行とする」との方針を表明しました。これを受け、当学会理事会では、「プログラム制と現行制度の併用」の方針を決め、6月17日の学会ホームページにおいてご案内させていただきました。

しかし、その後、一新された機構執行部は7月25日の社員総会において、「新制度の開始を延期し、2017年度は原則プログラム制ではなく、現行の学会専門医制度で行ってほしい」と表明しました。学会独自でプログラム制を開始することは不可能ではありませんが、専攻医の混乱を避けるために、本学会理事会では、機構の方針に従い、「2017年度の臨床検査専門医の養成については、現行の学会認定制度を運用する」ことを緊急決定しました。新制度に向けて多大な労力をかけてご準備いただいたのに誠に申し訳ありません。2018年度以降の運用に向け、よりプログラムの充実を図る所存ですので、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。2017年度の運用におきましては、以下追加説明させていただきます。なお、本ホームページの同じ欄に専攻医向けの案内を掲載しておりますので、それをご参照ください。

- (1) 募集は各施設で行ってください。統一した締め切りは設けません。雇用など各施設の事情に応じた採用をお願いします。
- (2) 研修を開始後、「臨床検査専門医卒後研修登録表」を指導責任者が学会に提出してください。なお、念のための案内になりますが、少なくとも2020年度までは現行の専門医認定試験が実施されることとなります。それまでに受験を予定されている現在研修中の専攻医にも、「臨床検査専門医卒後研修登録表」（開始年の明らかなもの）の提出を徹底してください。提出のない場合は受

験資格審査で「資格なし」となります。

- (3) 今回一次審査で認定されたプログラムは、おそらくは軽微な変更をお願いして再提出いただき、再度領域内で認定して機構の二次審査を受けていただくことが予想されます。また、学会としては他基本領域の専門医を持つ方が臨床検査専門医を取得するための研修用のプログラムを準備することを考えています。その場合、そのようなオプションプログラムの作成をお願いすることになる可能性があります。以上のことは機構との交渉が必要で、現時点では未定な部分が多いため、明らかになり次第改めてご案内します。
- (4) 不明な点は学会事務局 office@jslm.org までお尋ねください。